

# 第13回 定時株主総会 招集ご通知



本株主総会へのご来場は、感染症拡大防止のため「事前登録制」とさせていただきます。書面又はインターネットにより、事前の議決権行使をお願いいたします。有効な議決権を行使いただいた株主様には、賛否を問わず、別途謝礼の品をお送りさせていただきます。



日時

2022年12月22日（木曜日）  
午前10時  
（受付開始 午前9時）



場所

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ  
文化会館ビル7階会議室  
704号室 705号室

会場についての詳細は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。

## ■Contents

招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	15
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	18
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の決定の件	21
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額の決定の件	21
第6号議案 会計監査人選任の件	22
事業報告	23
連結計算書類	38
計算書類	40
監査報告書	42

## 株式会社オルトプラス

証券コード：3672

2022年12月7日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号  
株式会社オルトプラス  
代表取締役CEO 石 井 武

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、昨年につき新型コロナウイルス感染症拡大防止のための各種措置を要することに加え、本招集ご通知作成時点に於いて新たな変異株の流行開始や、更に今冬のコロナ・インフル同時流行の懸念とその対策のための厚生労働省タスクフォースの組成等について連日報道がなされ、依然として予断を許さない状況であることを踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につき、適切な感染防止策を実施のうえで、規模を縮小して開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、本株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。また、株主総会へのご来場に際しましては、感染症対策の一環といたしまして事前登録制とさせていただきます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月21日（水曜日）午後7時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 本株主総会に関するご連絡事項

### <事前登録の方法について>

- ◆事前登録をご希望される株主さまは、以下のアドレスに2022年12月12日（月曜日）午前10時乃至2022年12月15日（木曜日）午後7時の間（以下「本申込期間」といいます。）に電子メールにてお申込みいただく方式とさせていただきます、お申込みメールには、**株主さまの株主番号とお名前**のご記載をお願いいたします。

事前登録メール受付先：soukai@altplus.co.jp

- ◆本申込期間内に当社にて受信したメールに対しましては、受信確認のご返信をいたします。もし当社から受信確認のメールが届かない場合は、再度設定等をご確認のうえ、メールを送信頂きますようお願いいたします。
- ◆会場でご用意する座席数は、最大で10名程度とさせていただきます。本申込期間中に定員に達した場合には、大変恐れ入りますが、受付を締め切らせていただきますとともに、その旨をインターネット上の当社のウェブサイト（<https://www.altplus.co.jp>）にて開示いたします。
- ◆事前登録が完了した株主さまに対しましては、2022年12月16日（金曜日）午後7時までにはその旨を改めてメールでご返信させていただきます。なお、定員に達した場合等により事前登録が完了しなかった株主さまにおかれましては、2022年12月21日（水曜日）午後7時までには書面又はインターネットにより、議決権行使をしていただきますようお願い申し上げます。
- ◆ご利用のプロバイダー又は携帯電話会社のセキュリティ等の設定により、当社からのメール送信後、株主さまのメールアドレス側にてブロックされ、メールをお受け取りいただけない可能性があります。この事象につきましては当社側での対応ができませんので、受信されるメールアドレス側にて、ドメイン[altplus.co.jp]からのメール受信を有効とするように設定をお願い申し上げます。設定方法については、お使いのメールソフト、プロバイダー等のマニュアルをご確認ください。
- ◆事前登録の際にご提供いただきました個人情報、本株主総会に関する業務以外に使用することはありません。

### <新型コロナウイルス感染拡大防止対策について>

- ◆株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
- ◆今後の感染状況により、感染拡大防止措置のための新たな措置を講じる場合は、上記当社ウェブサイトにて、更新情報を掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。事前登録をされ、当日ご来場いただく場合も、必ず更新情報のご確認をお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 2022年12月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ 文化会館ビル7階会議室 704号室 705号室
3. 目的事項
- 報告事項
1. 第13期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第13期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額の決定の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

- 事前登録のうえ、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び定款第18条の規定に基づき、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.altplus.co.jp>) に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役又は会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表を、並びに監査役が監査した事業報告には、上記新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況を含みます。
- 本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2022年12月21日（水曜日）午後7時まで

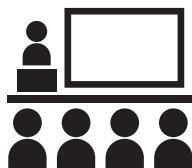
## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年12月21日（水曜日）午後7時到着まで

## 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2022年12月22日（木曜日）午前10時

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

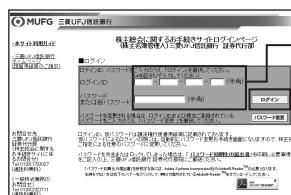


QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。  
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

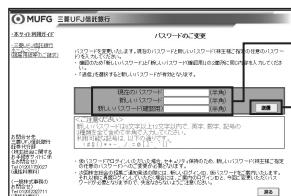
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 変更の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、速やかな意思決定と業務執行を行うことで企業価値の更なる向上に取り組むことを目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたします。委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会における監査・監督機能を強化します。

これにともない、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除、取締役への権限委譲に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

#### (2) 場所の定めのない株主総会について

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(2021年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会の開催が可能となったことを踏まえ、当社としては感染症の拡大や社会全体のデジタル化の進展等を鑑み、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の利益に資すると考え、現行定款の変更を行うものであります。なお、当該変更の対象である定款第12条第2項の効力は、本議案の承認に加え、当社が実施する場所の定めのない株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

#### (3) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するものであります。

#### (4) 発行可能株式総数の変更

昨今の厳しい経営環境において、資金調達が必要となる場合に当社がこれを機動的に実施することができるようにするための準備の一環として、現行定款に定める発行可能株式総数を24,000,000株から40,000,000株に変更するものであります。

#### (5) 上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>24,000,000株</u>とする。</p>	<p>第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は<u>40,000,000株</u>とする。</p>
<p>第12条（招集） 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。  (新設)</p>	<p>第12条（招集） 1. 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。 2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p>第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>  (新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第18条（電子提供措置等） 1. 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第19条（員数） 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p>第19条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は7名以内とし、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第20条（選任方法）</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.～3. (条文省略)</p>	<p>第20条（選任方法）</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2.～3. (現行どおり)</p>
<p>第21条（任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第21条（任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条（代表取締役の設置）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第23条（代表取締役の設置）</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p>

現行定款	変更案
<p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>1.（条文省略）</p> <p>2.取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第25条（取締役会の招集通知）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第27条（業務執行の決定の取締役への委任）</p> <p>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>	<p>第28条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
<p>第28条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第29条（取締役会規則）</p> <p>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
<p>第29条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第30条（条文省略）</p>	<p>第31条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 (員数)</p> <p>1. 当社は、監査役を置く。</p> <p>2. 当社は、監査役会を置く。</p> <p>3. 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第32条 (監査等委員会の設置)</p> <p>当社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>第32条 (選任方法)</p> <p>1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>第33条 (任期)</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第34条（常勤監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第33条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。</p>
<p>第35条（監査役会の招集通知） 1.監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第34条（監査等委員会の招集通知） 1.監査等委員会の招集通知は会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第36条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第35条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第37条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録を持って作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>	<p>第36条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員である取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
<p>第38条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第37条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第39条（報酬等）  <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第40条（監査役の責任免除）  <u>1.当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、取締役会決議によって、法令に定める範囲内でその責任を免除することができる。</u>  <u>2.当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第41条～第43条（条文省略）</p>	<p>第38条～第40条（現行どおり）</p>
<p>第44条（会計監査人の報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第41条（会計監査人の報酬等）  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第45条～第48条（条文省略）</p>	<p>第42条～第45条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p>第1条（監査役との責任限定契約に関する経過措置）  第13回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前定款第40条第1項の定めるところに準じ、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</p>
(新設)	<p>第2条（場所の定めのない株主総会に関する経過措置）</p> <p>1. 変更前定款第12条（招集）の変更は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生じるものとする。</p> <p>2. 本条の規定は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>
(新設)	<p>第3条（電子提供措置等に関する経過措置）</p> <p>1. 変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、会社法第327条第7項第1号の規定により、取締役5名全員は定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。当該4名の候補者の選任に際しては、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の委員会である指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

なお本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	現在の担当
1	石井 武 <sup>たけし</sup> <b>再任</b>	代表取締役	CEO
2	川戸 淳裕 <sup>あつひろ</sup> <b>再任</b>	取締役	CFO執行役員管理本部長
3	入江 秀明 <sup>ひであき</sup> <b>再任</b>	取締役（社外）	
4	本間 稔彦 <sup>としひこ</sup> <b>新任</b>	取締役	執行役員エンターテインメント事業本部長

候補者番号

1

いしい たけし

石井 武 (1969年6月10日)

再任

所有する当社の株式の数 | 普通株式 1,810,700株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月	国際ファイナンス株式会社入社	2009年 9月	同社執行役員ネットワークコンテンツ事業部長
2000年 7月	元気株式会社入社 経営企画室長	2010年 5月	当社設立 代表取締役CEO（現任）
2005年 1月	同社取締役	2013年 3月	株式会社オルトダッシュ代表取締役
2005年 2月	元気モバイル株式会社取締役	2014年10月	同社取締役
2005年 5月	株式会社アミューズキャピタル入社、グループ経営企画室長	2019年 6月	株式会社トライバルメディアハウス社外取締役（現任）
2005年10月	株式会社AQインタラクティブ（現 株式会社マーベラス）入社、公開準備室長	2020年 1月	株式会社アイディアファクトリープラス取締役（現任）
2006年 4月	同社経営企画室長	2021年 9月	株式会社DMMオンクレ取締役（現任）
2007年 6月	同社執行役員経営企画・IR部門担当兼経営企画室長		

取締役候補者として選任した理由

石井武氏は、当社の創業者及び代表取締役CEOとして経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、強いリーダーシップにより、当社及び当社グループ全体の事業拡大と持続的な企業価値向上並びにコーポレート・ガバナンスの強化に努め、経営の重要課題の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

かわと あつひろ

川戸 淳裕 (1965年5月12日)

再任

所有する当社の株式の数 | 普通株式 2,180株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1989年 4月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ） 入行	2018年 1月	株式会社ニューロシューティカルズ管理本部長
2000年 1月	富士銀キャピタル株式会社（現みずほキャピタル株式会社） 出向	2020年 1月	当社入社
2006年10月	同社投資第7部長	2020年 2月	当社財務・経理部長
2013年11月	同社投資第1グループ副グループ長兼投資第5部長	2020年12月	当社取締役CFO執行役員
		2022年 3月	当社取締役CFO執行役員管理本部長（現任）

取締役候補者として選任した理由

川戸淳裕氏は、2020年2月から財務・経理部長として、2020年12月からは当社の取締役CFO執行役員として金融機関及びベンチャーキャピタルでの勤務経験に基づく幅広い金融・財務知識をもとに財務経理業務の執行をおこなっており、当社及び当社グループの財務基盤の安定化と持続的な企業価値向上に努め、財務戦略の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

いりえ ひであき

3

入江 秀明 (1959年3月8日)

再任

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式

一株

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1983年 4月	加賀電子株式会社入社	1999年 4月	Agetec, Inc. President & CEO
1988年 4月	TAXAN USA Corporation Consumer事業 部部长	2003年 10月	SEGA of America Inc. President & COO
1992年 10月	Renovation Products Inc. President & CEO	2005年 4月	Agetec, Inc. President & CEO
1994年 8月	ASCII Entertainment Software Inc. President & COO	2015年 3月	Bandai Namco Entertainment America, Inc. Executive Vice-President & COO
		2021年 12月	当社取締役（現任）

**社外取締役候補者として選任した理由および期待される役割等**

入江秀明氏は、株式会社セガグループや株式会社バンダイナムコホールディングスの海外子会社の代表として経営に携わるなど、ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後の当社の事業展開についてグローバルな視点から意見・提言をいただくことで、取締役会の監督機能のより一層の充実に貢献いただくことを期待し、同氏を引き続き独立社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

ほんま としひこ

4

本間 稔彦 (1976年1月28日)

新任

所有する当社の株式の数

普通株式

9,800株

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1994年 4月	丸興工業株式会社入社	2016年 10月	当社入社
1998年 8月	株式会社ソフトラボ入社	2019年 5月	当社執行役員ゲーム開発事業部長
2001年 6月	株式会社メビウス入社	2020年 1月	株式会社アイディアファクトリープラス取締役（現任）
2007年 4月	同社取締役事業部長	2022年 1月	当社執行役員ゲーム事業部長
2009年 8月	株式会社クロスゲームズ入社	2022年 5月	当社執行役員エンターテインメント事業本部長（現任）
2014年 8月	同社執行役員プロデューサー		

**取締役候補者として選任した理由**

本間稔彦氏は、多くのゲームタイトルの開発運営に従事し、国内外のゲーム開発・運営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。2022年5月からエンターテインメント事業本部長としてゲーム開発・運営事業を統括しており、今後、当社及び当社グループの成長と企業価値向上の実現のために必要な人材と判断し、新たに取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 入江秀明氏は社外取締役候補者であります。
3. 入江秀明氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、入江秀明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合には、当社は引き続き入江秀明氏を独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、入江秀明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額としております。本議案が承認された場合、入江秀明氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 石井武氏の所有する当社の株式の数には、同氏とEVO FUNDとの株券貸借契約に基づく貸株1,740,000株を含めて記載しております。
7. 当社は全ての取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は2023年3月に更新する予定であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとなります。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該3名の候補者の選任に際しては、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の委員会である指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定し、かつ監査役会の同意を得ていることから、相当であるものと判断しております。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位
1	さとう ひでき 佐藤 秀樹	新任 取締役（社外）
2	せんごく みのる 仙石 実	新任
3	えんどう もとかず 遠藤 元一	新任

候補者番号

さとう ひでき

1

佐藤 秀樹 (1950年11月5日)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式

一株

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1971年 4月	株式会社セガ・エンタープライゼス（現 株式会社セガグループ）入社	2004年 2月	同社取締役副会長
1989年 7月	同社取締役研究開発本部副本部長	2004年 6月	株式会社セガトイズ取締役
1993年 6月	同社常務取締役ハードウェア開発設計本部長	2004年 6月	株式会社トムス・エンタテインメント取締役
1998年 6月	同社常務執行役員コンシューマ事業統括本部副本部長兼コンシューマ開発生産本部管掌	2005年 6月	株式会社セガ・ミュージック・ネットワークス代表取締役
2000年 6月	同社専務取締役事業開発部 アジア営業部 PC営業部 モバイル営業部 知的財産権部 キャラクター部管掌	2007年 7月	株式会社レグルス取締役副社長
2000年 11月	同社代表取締役副社長	2008年 11月	株式会社アドバンスクリエート代表取締役（現任）
2001年 3月	同社代表取締役社長	2017年 3月	一般社団法人日本VR振興普及協会代表理事（現任）
2003年 6月	同社取締役会長	2017年 12月	当社取締役（現任）

**監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由および期待される役割等**

佐藤秀樹氏は、株式会社セガ・エンタープライゼス（現 株式会社セガグループ）在任中、代表取締役社長として同社の経営に携わるなど、ゲーム業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の取締役会において、グループ経営戦略やリスク管理、投資管理等について積極的な意見・提言をおこなっていただいております。

今後、これらの知識・経験・能力等を当社の監査体制に活かしていただくとともに、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、同氏を新たに監査等委員である独立社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

せんごく み の る

2

仙石 実 (1974年7月30日)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式

一株

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

2002年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2016年12月	株式会社コンコース（現 株式会社Stock Tech）社外取締役（監査等委員）（現任）
2011年 7月	税理士法人AKJパートナーズ 入所	2019年 6月	AICROSS株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2013年 3月	南青山FAS株式会社設立 代表取締役（現任）	2020年 7月	一般社団法人IPO・M&A ACADEMY 代表理事（現任）
2013年 4月	南青山税理士法人設立 代表社員（現任）	2020年12月	南青山ホールディングス株式会社 代表取締役（現任）
2015年12月	株式会社コンコース（現 株式会社Stock Tech）監査役就任	2022年 4月	MINAMI AOYAMA ADVISORY SINGAPORE PTE. LTD. Director（現任）
2016年11月	南青山HR株式会社（現 南青山リーダーズ株式会社）代表取締役（現任）		

**監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由および期待される役割等**

仙石実氏は、公認会計士として税務・会計業務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、また、自ら企業経営をおこなうほか、上場会社・非上場会社において監査役・監査等委員としての豊富な経験を有しております。

今後、これらの知識・経験・能力等を当社の監査体制に活かしていただくとともに、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、同氏を新たに監査等委員である独立社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

3

えんどう

もとかず

遠藤 元一 (1957年5月25日)

新任

社外

独立

所有する当社の株式の数

普通株式

一株

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4月	弁護士登録（第二東京弁護士会所属）	2014年 3月	一般社団法人GBL（グローバルビジネスロ ー）研究所 理事（現任）
1996年 8月	清塚勝久法律事務所（現 東京霞ヶ関法律事 務所）パートナー（現任）	2016年 5月	株式会社グッドサイクルシステム 社外監査 役
2005年 6月	株式会社ティーガイア 社外監査役	2016年10月	日本ガバナンス研究学会 理事（現任）
2007年12月	アジア航測株式会社 社外監査役	2017年12月	株式会社Loop 社外取締役（監査等委員） （現任）
2011年 6月	株式会社リロ・ホールディング（現 株式会 社リログループ）社外監査役		

### 監査等委員である社外取締役候補者として選任した理由および期待される役割等

遠藤元一氏は、弁護士として長年培われた豊富な法律知識・経験等を有しており、会社の経営への関与は社外役員としての経験に限られるものの、上場会社・非上場会社において監査役・監査等委員としての監査経験を有しております。

今後、これらの知識・経験・能力等を当社の監査体制に活かしていただくとともに、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、同氏を新たに監査等委員である独立社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤秀樹氏、仙石実氏及び遠藤元一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤秀樹氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
4. 各候補者は社外取締役候補者であり、各候補者が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、佐藤秀樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める限度額としております。佐藤秀樹氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、仙石実氏及び遠藤元一氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は全ての取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は2023年3月に更新する予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとなります。

当社の取締役の報酬限度額は2013年1月8日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内とする旨決議頂いておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を、年額100百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致します。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は事業報告34頁に記載のとおりであります。本議案にかかる報酬等の額は、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の委員会である指名・報酬委員会からも当該方針に沿うものであり妥当である旨の答申を受けていることから、相当なものであると判断しております。

現在の取締役5名（うち社外取締役3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬限度額の決定の件**

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとなります。

当社の監査役報酬限度額は2013年1月8日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とする旨決議頂いておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで改めて監査等委員である取締役の報酬限度額を、年額50百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案は、当社の事業規模、報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案し、委員の過半数が独立社外取締役で構成される任意の委員会である指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに東光監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年9月30日現在)

名 称	東光監査法人		
事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目7番4号		
沿革	1991年1月31日		
概 要	出資金	12百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	12名
		職員（公認会計士）	41名
		職員（その他）	2名
	合計	55名	

(注) 東光監査法人を会計監査人候補者とした理由は、新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査が期待できることに加えて、当社グループの事業規模を踏まえ、会計監査人としての独立性、専門性、品質管理態勢、監査報酬等を総合的に勘案した結果、同監査法人が適任と判断したためであります。

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、不安定な国際情勢に起因する各種物資の価格及び供給への影響や、急速に進む円安による物価への影響など、引き続き不透明な状況が続いております。また、新型コロナウイルス感染症の流行長期化に伴う影響につきましても、十分な注意を払う必要があります。

当社グループの事業領域である国内ゲームアプリ市場規模は、2021年には前年比24.7%増の1兆6,414億円、アプリゲームユーザーは4,231万人に拡大しており（出典：株式会社角川アスキー総合研究所「ファミ通ゲーム白書2022」）、引き続き成長しているものと思われます。このような事業環境の下、当社グループはエンターテインメント&ソリューション企業としてオンラインゲーム等の新規企画開発及び運営を行うゲーム事業と、それに付随してゲーム会社向けに人材サービス等を提供するゲーム支援事業を展開してまいりました。

ゲーム事業では、新規タイトルのリリースや移管がなかった一方で2タイトルのサービスを終了したことから、当連結会計年度末では当社が提供しているタイトル数は9タイトル（自社パブリッシングタイトル6、運営受託タイトル3）となりました。一方で、スマホ画面共有型ゲーム配信プラットフォーム「Mirrativ」向けのライブゲームタイトルの開発や、合同会社DMM.comとの合併事業によるオンラインクレーンゲームの開発などの新たな領域のゲーム開発を進め、ブロックチェーンの仕組みを利用した新たなコンセプトのサッカーゲームの開発も引き続き進めてまいりました。収益面では、タイトル数の減少と運営中のタイトルのユーザー課金額の減少を受けて売上が減少し、それに伴いサーバー費やプラットフォーム手数料等も減少しましたが、その一方で新規開発にかかる人件費や外注費、業務委託費等が増加しました。

ゲーム支援事業では、子会社の株式会社STANDに同事業を集約し、事業体制の整備を進めてまいりました。国内ゲーム会社の底堅い人材ニーズを踏まえ売上が増加しまし

たが、案件獲得のための営業人員の採用や業界内での認知度を図るための各種イベントの開催等による先行投資を実施したことにより、費用が増加しました。

なお、当連結会計年度において関係会社に対する長期貸付金の評価の結果、債権の貸倒れに備えるため、持分法による投資損失73,605千円を営業外費用として計上するとともに、特別損失として減損損失17,971千円及び投資有価証券評価損15,599千円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は6,004,310千円（前期は7,291,312千円）、営業損失は801,755千円（前期は554,839千円の営業損失）、経常損失は740,306千円（前期は348,579千円の経常損失）親会社株主に帰属する当期純損失は780,445千円（前期は388,785千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は20,052千円で、その主な内容は、本社の建物附属設備及び備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2019年9月期)	第 11 期 (2020年9月期)	第 12 期 (2021年9月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	4,197,638	5,949,016	7,291,312	6,004,310
経 常 損 失 (千円)	942,284	198,350	348,579	740,306
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (千円)	1,078,581	139,227	388,785	780,445
1 株当たり当期純損失 (円)	77.25	8.03	22.34	44.85
総 資 産 (千円)	2,091,206	3,061,859	2,922,957	1,969,630
純 資 産 (千円)	1,254,150	2,087,738	1,698,642	931,797
1 株当たり純資産額 (円)	78.46	119.68	97.35	53.33

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2019年9月期)	第 11 期 (2020年9月期)	第 12 期 (2021年9月期)	第 13 期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	4,206,474	3,934,204	3,693,983	2,771,335
経 常 損 失 (千円)	920,852	191,460	313,681	589,134
当 期 純 損 失 (千円)	985,239	191,118	402,021	707,159
1 株当たり当期純損失 (円)	70.57	11.02	23.10	40.64
総 資 産 (千円)	2,085,976	2,497,830	2,265,561	1,378,489
純 資 産 (千円)	1,305,019	2,083,274	1,681,253	989,275
1 株当たり純資産額 (円)	81.78	119.70	96.60	56.85

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社オルトプラス高知	10,000千円	100.0%	モバイルコンテンツ等の企画、開発及び運営等
株式会社アイディアファクトリープラス	10,000千円	51.0%	ソーシャルゲームのパブリッシュ業務、企画、開発及び運営等
株式会社OneSports	1,000千円	100.0%	スマートフォン向けゲームアプリ等の企画、開発、運営
株式会社STAND	26,000千円	100.0%	人材マッチングサービス等

## ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度まで8期連続となる営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となり、当連結会計年度においても、営業損失801,755千円、経常損失740,306千円、親会社株主に帰属する当期純損失780,445千円となることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が当連結会計年度においても存在していると判断しております。

当社グループは、当該状況を解消するために、以下の対応策を講じることにより事業基盤並びに財務基盤の安定化に取り組んでおります。

##### ① 事業構造の改善

##### a. 運営タイトルの選択と集中

当社グループで運営する既存タイトルについて更に見直しを進め、ユーザー課金額の減少により採算性が低下し、コスト削減等の改善施策をおこなっても収益性の回復が見込めないと判断したタイトルについては、早期にサービスの終了を進めてまいります。

なお、運営終了により生じたゲーム開発・運営人員は新規の開発受託、運営受託にシフトさせるほか、ゲーム支援事業を通じて他社のゲーム開発・運営現場へ派遣するなどをおこない人材リソースの効率的な活用を図ってまいります。

##### b. 他社ゲームタイトル等の開発受託及び運営受託の強化

当社グループがこれまで行ってきたゲームタイトル開発と運営で培ったノウハウを生かして、他社ゲームタイトルの開発受託、運営受託により、安定した売上及び利益の確保を進めてまいります。

また、バーチャルリアリティやブロックチェーンといった新たな技術を取り入れたゲームの開発受託やゲーム事業で培った知見やノウハウを活用して消費者向けの新しいサービスや企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）関連の開発受託を進めてまいります。

##### c. 経費の削減

2022年7月にオフィスを移転縮小し、オフィス賃料の引き下げをおこないましたが、引き続き支払手数料や業務委託費などの全社的な管理コストの見直しや、サーバー費用、外注製作費、業務委託費などの製造経費の見直しにより、コスト削減を継続して進めてまいります。

##### d. 事業の集約化

中核事業にあたらぬ子会社や相応の先行投資が必要な子会社については、事業売却もしくはMBOによるグループからのスピンアウトを検討し、実行してまいります。

## ② 事業資金の確保・維持

今後の事業活動資金の安定的な確保・維持のため、グループ各社にて間接・直接を問わず幅広く資金調達の可能性について検討を進めてまいります。なお、有価証券届出書に記載のとおり、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第7回新株予約権、第8回新株予約権の発行による資金調達を進めております。

また、当社グループが安定的な収益基盤のもと成長できるよう以下の重要課題に取り組んでおります。

### ① 収益基盤の確保

当社の主たる事業領域であるオンラインゲーム市場では、開発費用の高騰や開発期間の長期化の影響を受けてユーザー認知度の高い大型IPタイトルや潤沢な開発資金を有する海外タイトルへの寡占化が進んでおり、ゲームメーカー間の競争は激化しております。

そのなかで当社が安定的に事業継続するためには、まずは収益基盤の確保が経営上重要な課題であると認識しております。そのため当社は、既存のタイトルの選択と集中を強力に推し進め、主力タイトルに経営資源を重点的に配分しつつ、今後は確実に収益が確保できる開発受託・業務受託を積み上げることで安定的な収益基盤を確保してまいります。

### ② 新技術・新サービスへの対応

業界ではバーチャル・リアリティ（VR：「仮想現実」）やブロックチェーン（分散型台帳）技術を活用したゲーム・サービスの開発が進んでおります。当社グループとしてもその技術を活用し、ユーザーに対して新たなエクスペリエンスを提供することが必要だと認識し、積極的に提携や投資をおこない技術・ノウハウの獲得を進めるとともに、今後の収益の柱とすべく自社においても研究開発を進めております。

### ③ セキュリティ体制の維持・強化

当社グループが運営するサービスは、インターネット上で提供していることから、システムが安定的に稼働すること、及び万が一トラブル発生した際には迅速かつ確に対応できることが重要であると認識しております。そのため、システム管理やシステム基盤の強化等に継続的に取り組んでおります。また、他社との共同開発や受託開発を進めるには、情報セキュリティ体制が確保されていることが不可欠だと考えており、認証取得しているISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）による管理運用体制を引き続き維持強化してまいります。

- ④ 優秀な人材の確保と育成  
 当社グループが市場の環境変化に迅速に対応し、継続的に成長するためには、高い専門性を有する優秀な人材を確保することが重要な課題であると認識しております。そのためフレキシブルな勤務形態、職場環境の改善、福利厚生充実により働きやすい労働環境を創出するとともに、積極的に採用活動をおこない人材の確保に注力しております。また、社内研修等を強化するとともに、社員が個々に有する優れた知見・ノウハウを可視化・共有化することで、社員の成長を促していくことが重要だと考えております。
- ⑤ グループ経営体制及び内部管理体制の強化  
 当社グループが外部環境の変化に対応しつつ持続的な成長を達成するためには、業務効率の改善を図りつつも、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。そのために、グループ各社の経営陣の監督の下、業務フローの共通化やコンプライアンスの遵守の徹底等により内部管理体制を強化するとともに、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に沿った各種施策に取り組むことによりグループ経営体制を強化してまいります。
- ⑥ 自然災害・感染症等への対応  
 昨今の状況に鑑み、地震や台風等の自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行等が経済活動への大きな脅威になると認識しております。このため当社グループは、社内の危機管理体制の見直しをおこない、迅速かつ適切な対応により、従業員並びに業務への影響を最小限に抑える体制づくりを進めていくことが重要だと考えております。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

事業区分	事業内容
エンターテインメント&ソリューション事業	オンラインゲームの企画、開発及び運営、並びにITサービスの開発及び運営支援事業

#### (6) 主要な事業所 (2022年9月30日現在)

- ① 当社  
 本社 東京都豊島区
- ② 子会社  
 株式会社オルトプラス高知 高知県高知市  
 株式会社アイディアファクトリープラス 東京都豊島区  
 株式会社OneSports 東京都豊島区  
 株式会社STAND 東京都豊島区

**(7) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)**

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
235 (15) 名	1名減 (4名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均員数を（ ）外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112 (10) 名	81名減 (3名増)	38.5歳	3.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均員数を（ ）外数で記載しております。
2. 前事業年度末に比べ「従業員数」が81名減少した主な要因は、株式会社STAND（連結子会社）へ転籍したものであります。

**(8) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)**

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	116,671千円

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約（極度額50,000千円）を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 17,405,198株

(3) 株主数 8,921名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石井 武	1,810千株	10.41%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,137	6.54
NHN JAPAN株式会社	1,111	6.39
XPEC Entertainment Inc.	510	2.94
東京短資株式会社	448	2.58
ポールトゥウィン株式会社	370	2.13
株式会社SBI証券	343	1.97
鷗川 太郎	208	1.20
マネックス証券株式会社	204	1.18
宗教法人妙宣寺	171	0.98

(注) 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	石井 武	CEO 株式会社アイディアファクトリープラス取締役 株式会社DMMオンクレ取締役 株式会社トライバルメディアハウス社外取締役
取締役	川戸 淳裕	CFO執行役員管理本部長
取締役	佐藤 秀樹	株式会社アドバンスクリエート代表取締役 一般社団法人日本VR振興普及協会代表理事
取締役	桐畑 敏春	一般社団法人日本VR振興普及協会理事
取締役	入江 秀明	
常勤監査役	佐藤 和好	
監査役	隈元 慶幸	堀総合法律事務所所属 小倉クラッチ株式会社社外監査役 株式会社アイリッジ社外取締役(監査等委員) スガノ農機株式会社社外監査役
監査役	小林 壮太	公認会計士税理士小林壮太事務所代表 ミイル株式会社社外監査役 一般社団法人生涯スポーツ社会創生研究所監事 一般財団法人樫尾俊雄記念財団監事

- (注) 1. 取締役佐藤秀樹氏、取締役桐畑敏春氏及び取締役入江秀明氏は社外取締役であります。
2. 監査役隈元慶幸氏及び監査役小林壮太氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の全員を、証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役隈元慶幸氏は、弁護士の資格を有しており、法務・企業統治・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小林壮太氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年12月23日開催の第12回定時株主総会において、入江秀明氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
7. 2021年12月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって、取締役鶴川太郎氏は、任期満了により退任いたしました。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員です。当該保険契約の保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は2023年3月に更新する予定であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	29,100千円 (13,200千円)	29,100千円 (13,200千円)	－ (－)	－ (－)	6名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	13,383千円 (7,200千円)	13,383千円 (7,200千円)	－ (－)	－ (－)	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	42,483千円 (20,400千円)	42,483千円 (20,400千円)	－ (－)	－ (－)	9名 (5名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。取締役の報酬額には、2021年12月23日をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年1月8日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）です。また、別枠で2016年12月22日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬総額は年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役3名）です。
3. 当事業年度において、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬の額は発生しておりませんので、上記株式報酬の額に記載しておりません。
4. 監査役の報酬限度額は、2013年1月8日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。
5. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。

#### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2021年3月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

##### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、指名・報酬委員会による答申に従い、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、また当社業績にも鑑み、業務執行取締役、社外取締役とともに固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

##### ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

##### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、上記基本方針に則り、代表取締役と社外取締役2名により構成される指名・報酬委員会にて議論をおこない、取締役会に答申しています。取締役会では、委員会の答申を審議し、委員会での議論内容等を勘案し決定しています。したがって、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼職する法人等	兼職の内容
取 締 役	佐 藤 秀 樹	株式会社アドバンスクリエート	代表取締役
		一般社団法人日本VR振興普及協会	代表理事
取 締 役	桐 畑 敏 春	一般社団法人日本VR振興普及協会	理事
取 締 役	入 江 秀 明		
監 査 役	隈 元 慶 幸	堀総合法律事務所	所属
		小倉クラッチ株式会社	社外監査役
		株式会社アイリッジ	社外取締役（監査等委員）
		スガノ農機株式会社	社外監査役
監 査 役	小 林 壮 太	公認会計士税理士小林壮太事務所	代表
		ミイル株式会社	社外監査役
		一般社団法人生涯スポーツ社会創生研究所	監事
		一般財団法人樫尾俊雄記念財団	監事

(注) 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		主 な 活 動 状 況
取締役	佐藤 秀樹	<p>当事業年度に開催された取締役会19回中18回に出席しております。主に経営者及びゲーム業界内における豊富な経験から、グループ戦略を始めとして当社の経営全般について積極的な意見・提言を行っております。また、取締役会以外の場においても必要に応じて代表取締役との意見交換を実施し、適宜必要な助言を行っております。</p> <p>なお、2018年より当社の取締役及び業務執行メンバーの人事・報酬について取締役会へ答申する指名・報酬委員会の委員を務めております。上記の活動は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。</p>
取締役	桐畑 敏春	<p>当事業年度に開催された取締役会19回中17回に出席しております。主に経営者及びエンターテインメント業界における豊富な経験から、当社の経営全般について積極的な意見・提言を行っております。取締役会以外の場においても必要に応じて代表取締役との意見交換を実施し、適宜必要な助言を行っております。</p> <p>なお、2019年より当社の取締役及び業務執行メンバーの人事・報酬について取締役会へ答申する指名・報酬委員会の委員を務めております。上記の活動は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。</p>
取締役	入江 秀明	<p>2021年12月23日に就任後開催された取締役会15回中15回に出席しております。主に経営者及びエンターテインメント業界における豊富な経験から、当社の経営全般について積極的な意見・提言を行っております。取締役会以外の場においても必要に応じて代表取締役との意見交換を実施し、適宜必要な助言を行っております。</p> <p>上記の活動は当社のガバナンスの維持・強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。</p>
監査役	隈元 慶幸	<p>当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回の全てに出席しております。主に、弁護士としての長年の経験と専門的見地から、主に法務・コンプライアンス等について、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための意見・提言を行っております。また、業務執行メンバーによる経営会議にも出席し、助言・提言を行っております。監査役会においては、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、適宜代表取締役との意見交換を実施しております。</p> <p>上記の活動は当社のガバナンスの維持・強化、監査体制の強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。</p>

		主 な 活 動 状 況
監査役	小 林 壮 太	<p>当事業年度に開催された取締役会19回及び監査役会14回の全てに出席しております。主に、公認会計士及び税理士としての長年の経験と専門的見地から、主に財務・税務・会計について、取締役会において意見を述べており、取締役の適正な意思決定を確保するための意見・提言を行なっております。監査役会においては、監査結果に対する意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行なっております。また、適宜代表取締役との意見交換を実施しております。</p> <p>上記の活動は当社のガバナンスの維持・強化、監査体制の強化に反映されており、期待される役割を適切に果たしております。</p>

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

# 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,604,558</b>	<b>流動負債</b>	<b>958,315</b>
現金及び預金	783,871	買掛金	162,488
売掛金及び契約資産	663,256	未払金	517,487
その他	159,878	前受金	180,727
貸倒引当金	△2,448	未払法人税等	6,902
<b>固定資産</b>	<b>365,070</b>	1年内返済予定の長期借入金	39,996
<b>有形固定資産</b>	<b>792</b>	その他	50,713
建物	316	<b>固定負債</b>	<b>79,516</b>
工具、器具及び備品	476	長期借入金	76,675
<b>無形固定資産</b>	<b>170</b>	繰延税金負債	2,841
その他	170	<b>負債合計</b>	<b>1,037,832</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>364,108</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	67	<b>株主資本</b>	<b>928,011</b>
関係会社長期貸付金	85,159	資本金	10,000
長期前払費用	14,990	資本剰余金	2,077,379
差入保証金	263,891	利益剰余金	△1,159,367
<b>資産合計</b>	<b>1,969,630</b>	自己株式	△0
		非支配株主持分	3,785
		<b>純資産合計</b>	<b>931,797</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,969,630</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		6,004,310
売上原価		5,776,281
売上総利益		228,029
販売費及び一般管理費		1,029,785
営業損失		801,755
営業外収益		
受取利息	3,177	
広告協力収入	134,137	
雑収入	21,539	158,854
営業外費用		
支払利息	2,808	
雑損	8,768	
株式報酬費用	2,744	
替差損	9,479	
持分法による投資損失	73,605	97,406
特別利益		740,306
関係会社株式売却益	999	999
特別損失		
減損	17,971	
投資有価証券評価損	15,599	33,571
税金等調整前当期純損失		772,878
法人税、住民税及び事業税	6,939	
法人税等調整額	482	7,422
当期純損失		780,301
非支配株主に帰属する当期純利益		143
親会社株主に帰属する当期純損失		780,445

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>975,837</b>	<b>流動負債</b>	<b>266,979</b>
現金及び預金	582,050	買掛金	62,399
売掛金及び契約資産	263,771	1年内返済予定の長期借入金	39,996
前渡金	29,777	未払金	91,647
前払費用	38,902	未払費用	14,158
関係会社短期貸付金	72,000	未払法人税等	2,290
その他の	45,349	前受金	46,492
関係会社貸倒引当金	△53,566	預り金	7,479
貸倒引当金	△2,448	その他	2,516
<b>固定資産</b>	<b>402,652</b>	<b>固定負債</b>	<b>122,234</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>402,652</b>	長期借入金	76,675
投資有価証券	67	繰延税金負債	2,541
関係会社株式	43,100	関係会社事業損失引当金	43,017
関係会社長期貸付金	160,000	<b>負債合計</b>	<b>389,213</b>
長期前払費用	14,990	<b>(純資産の部)</b>	
差入保証金	184,494	<b>株主資本</b>	<b>989,275</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,378,489</b>	資本金	10,000
		資本剰余金	2,073,274
		資本準備金	1,055,614
		その他資本剰余金	1,017,659
		<b>利益剰余金</b>	<b>△1,093,999</b>
		その他利益剰余金	△1,093,999
		繰越利益剰余金	△1,093,999
		<b>自己株式</b>	<b>△0</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>989,275</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>1,378,489</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,771,335
売 上 原 価		2,631,540
利 益		139,795
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		764,586
営 業 外 収 入		624,791
受 雑 為 替 差 用 利 息 入 益	4,786 42,591 2,587	49,966
営 業 外 費 用 利 息 失 損	2,808 8,756	
株 式 報 酬 費 用 利 息 失 損	2,744	14,308
特 別 利 益		589,134
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	999	999
減 損 損 失	17,971	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	15,599	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	43,017	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	39,960	116,550
税 引 前 当 期 純 損 失		704,684
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,291	
法 人 税 等 調 整 額	182	2,474
当 期 純 損 失		707,159

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

株式会社オルトプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古賀 祐一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オルトプラスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで8期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

株式会社オルトプラス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古賀 祐一郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オルトプラスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで7期連続で営業損失及び経常損失、8期連続で当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月17日

株式会社オルトプラス 監査役会

常勤監査役	佐藤和好 ㊟
監査役（社外監査役）	隈元慶幸 ㊟
監査役（社外監査役）	小林壮太 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号  
サンシャインシティ  
文化会館ビル7階会議室  
704号室 705号室



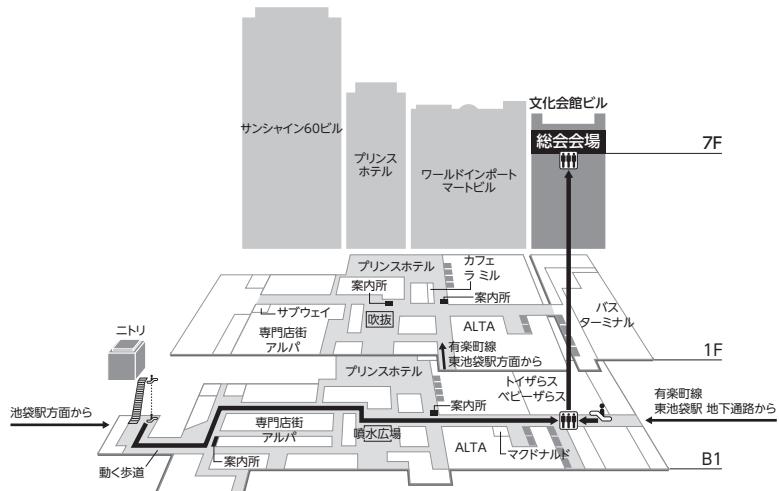
## 交通のご案内

### ■池袋駅東口

(JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、  
地下鉄丸ノ内線・有楽町線・副都心線、  
西武池袋線・東武東上線) から徒歩15分

### ■東池袋駅

(地下鉄有楽町線) から徒歩8分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。